

パートナーシップづくり助成事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、人口減少や高齢化により、担い手不足や集落機能の維持が困難となっている農山漁村地域における地域団体等と県内大学等が共同して行う地域の課題解決や活性化に向けた取組みを支援するパートナーシップづくり助成事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（エントリー）

第2条 本事業により農山漁村地域における地域づくり活動を希望する県内大学等は、エントリー申請書（様式第1号）により、エントリーシート（別紙）を添えて知事が別に定める期日までに申請するものとする。（既に支援先の地域が決定している場合を除く。）

（マッチング）

第3条 知事は、前条の規定によるエントリーシートの内容をもとに、県内大学等と地域団体等とのマッチングを行い、その結果を県内大学等へ通知する。

（事業の推進指導）

第4条 事業実施主体は、交付要綱第7条の承認を受けた事業計画に基づき、宮城県と連携を密にしながら円滑な事業の実施に努めるものとする。

2 知事は、事業を円滑に実施するため、事業実施主体との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し事業の実施に関する必要な指導を行うことができる。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月20日から施行し、令和5年度予算に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。
- 3 この要領は、令和6年5月31日から施行し、令和6年度予算に係る事業に適用する。
- 4 この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。